

人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関する指針

1. はじめに

よりよい人生の最終段階における医療の実現に資するためには、最後まで本人の生き方（＝人生）を尊重し、医療・ケアの提供を行うことが重要である。

また、本人の意思は変化しうるものであることから、ACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス）の概念は重要となっている。

当院においては入院患者全員（小児患者を除く）及び外来患者の一部（外来化学療法実施者等）に「あなたの気持ちや生活についての確認用紙」において患者の身体・気持ちのつらさ及び自分らしい生活を送るために大切にしていること等の確認を行いACP（アドバンス・ケア・プランニング）の取り組みを支援している。

2. 基本方針

人生の最終段階を迎える患者さんが、その人らしい最期を迎えられるように、厚生労働省「人生の最終段階*における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、多職種から構成される医療・ケアチームとの話し合いを行い、患者さんご本人の意思決定を基本としたうえで、人生の最終段階における医療・ケアを提供することに努める。

なお、話し合われた内容については診療録に記録するものとする。

* 「人生の最終段階」の定義

- ①悪性疾患のように予後が不良となる可能性がある場合
- ②慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良となる可能性がある場合
- ③脳血管障害、老衰など予後不良、かつ今後自身の意思決定が不能になる可能性がある場合。

尚どのような状態が人生の最終段階とするかは個々の患者さんご本人の状態を踏まえて多職種のチームにて判断するものとする。

3. 当院における医療・ケアの方針に関する考え方

(当院診療マニュアル 説明と同意基準参照)

最新の医学情報と患者個別の病状に基づき可能な限り正確に評価説明し、医療チーム内で協議したうえで治療方針等の妥当性を判断する。

そのうえで患者・家族の思いを尊重し、協議の上治療方針を決定する。

3-1 患者さんご本人の意思の確認ができる場合(当院診療マニュアル、説明と同意基準)

・患者さんご本人による意思決定を基本とし、ご家族（もしくは主たる介護者）も関与しながら、医療・ケアチームが協力し、医療・ケアの方針を決定します。

・時間の経過、心身の状態変化、医学的評価の変更、患者や家族を取り巻く環境の変化等により、意思は変化することがあるため、医療・ケアチームは、患者さんご本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるように支援します。患者さんご本人が自らの意思を伝えることができなくなる可能性もあるため、その時の対応についてもご家族等を含めて話し合いを繰り返し行います。

・当院では、「あなたの気持ちや生活についての確認用紙」を用いて、ACP の概念を繰り返し理解してもらいながら、患者さんご本人の意思を尊重した医療・ケアの提供に努めていきます。

・患者さんご本人には特定のご家族等を自らの意思を推定する者(代理意思決定者)として前もって定めていただくこともあります。

3-2 本人の意思が確認できない場合

・ご家族等が患者さんご本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、その人らしい、患者さんご本人にとっての最善である医療・ケアの方針を医療・ケアチームとともに慎重に検討し、決定します。

・ご家族等が患者さんご本人の意思を推定できない場合には、患者さんご本人にとって何が最善であるかについて、ご家族等と医療・ケアチームにより十分に話し合い、患者さんご本人にとっての最善の方法を決定します。

・ご家族等がない場合、またはご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、

患者さんご本人にとって最善と思われる医療・ケアの方針を医療・ケアチームが慎重に検討し、決定します。

- ・患者さんご本人の事前意思表示や「あなたの気持ちや生活についての確認用紙」の記載がある場合は、その内容も尊重し、患者さんご本人の推定意思や不明な事項を話し合い、患者さんご本人にとっての最善の方法をとることを基本とします。

4. 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記 3-1、3-2 の場合における方針の決定に際し、

- ・医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合
 - ・本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
 - ・家族等の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合
- などについては、医療・ケアチーム以外の複数の専門家からなる話し合いを行い、方針等についての検討し、決定します。

参考文献

人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
厚生労働省 平成30年3月